

家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業実施要綱

(制定) 平成28年 5月 9日付28環地地第54号

(改正) 平成30年 3月 8日付29環地地第535号

(改正) 平成31年 3月20日付30環地地第490号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が家庭におけるエネルギー消費量の削減及び非常時の自立性の向上を目的として行う「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、家庭に住宅用創エネ機器等を設置する者に対し、当該住宅用創エネ機器等の設置に係る経費の一部を助成する。
- 2 都は、1による助成を受けた者に対し、当該助成を受けて住宅用創エネ機器等を設置した住宅におけるエネルギー利用の効率化及び最適化に努めるよう求めるとともに、当該住宅での電力消費に係る情報を提供するよう求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 住宅用創エネ機器等 蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池又は太陽熱利用システムのうち、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用するもの
- 2 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステム
- 3 ビークル・トゥ・ホームシステム 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用することができるものに限る。以下「電気自動車等」という。）と住宅とで電力を相互に供給するシステム
- 4 家庭用燃料電池 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される、電気及び熱を住宅に供給することを主目的としたシステム
- 5 太陽熱利用システム 太陽熱を集熱器に集めて給湯及び空調に利用するシステムであって、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるもの
- 6 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をい

う。) その他これらに付随する設備で構成されるもの

第4 本事業の具体的な内容

1 住宅用創エネ機器等の設置に係る経費の助成

都は、次のとおり住宅用創エネ機器等の設置に係る経費の助成を行う。

(1) 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人を除く。

- ア (3)に規定する助成対象事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）であって、
(2)に規定する助成対象機器等を所有する者
- イ 実施事業者に対し、自らが所有する(2)に規定する助成対象機器等を貸与する者（実施事業者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(2) 助成対象機器等

助成金の交付対象となる住宅用創エネ機器等（以下「助成対象機器等」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- ア 未使用品であること。
- イ アに定めるもののほか、助成対象機器等の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

(3) 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器等を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- ア 平成28年4月1日から平成33年9月30日までの間に助成対象機器等を設置すること。ただし、平成32年4月1日以後に助成対象機器等を設置する場合にあっては、同年3月31日までに、別に定める方法により助成金の交付について事前に申請をすること。
- イ 助成対象機器等のうち、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合にあっては、当該蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する住宅において、太陽光発電システム（別に定める要件を満たすものに限る。）を当該設置と併せて導入し、又は既に導入していること。

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費であって、助成対象機器等の種別に応じ、次のとおりとする。

- ア 蓄電池システム 機器費（設備機器の購入等に要する経費をいう。以下同じ。）
- イ ビークル・トゥ・ホームシステム 機器費
- ウ 家庭用燃料電池 機器費
- エ 太陽熱利用システム 機器費及び工事費（設備機器の設置工事に要する経費をいう。）

(5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象機器等の種別に応じ、次のとおりとする。

ア 蓄電池システム

(ア) 領収書その他その購入の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）に記載された領収日が平成31年3月31日までのもの

助成対象経費の6分の1の額とする。ただし、蓄電池システムを設置する住宅1戸当たりの上限額は、蓄電池システムの蓄電容量（kWhを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1kWh当たり40,000円を乗じた額又は240,000円のいずれか小さい額とする。

(イ) 領収書等に記載された領収日が平成31年4月1日から平成33年9月30日までのもの
助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、蓄電池システムを設置する住宅1戸当たりの上限額は、蓄電池システムの蓄電容量（kWhを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1kWh当たり100,000円を乗じた額又は600,000円のいずれか小さい額とする。

イ ビークル・トゥ・ホームシステム

(ア) 領収書等に記載された領収日が平成31年3月31日までのもの

助成対象経費の8分の1の額とする。ただし、ビークル・トゥ・ホームシステム1台当たりの上限額は、50,000円とする。

(イ) 領収書等に記載された領収日が平成31年4月1日から平成33年9月30日までのもの
助成対象経費の2分の1の額とする。ただし、ビークル・トゥ・ホームシステム1台当たりの上限額は、300,000円とする。

ウ 家庭用燃料電池

助成対象経費の5分の1の額とする。ただし、家庭用燃料電池1台当たりの上限額は、家庭用燃料電池を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあつては100,000円、集合住宅である場合にあつては150,000円とする。

エ 太陽熱利用システム

助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、太陽熱利用システムを設置する住宅1戸当たりの上限額は、次のいずれか小さい額とする。

(ア) 太陽熱利用システムに係る集熱器の面積（㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1㎡当たり60,000円を乗じた額

(イ) 太陽熱利用システムを設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあつては240,000円、集合住宅である場合にあつては150,000円

2 助成対象者による報告等

助成対象者は、都が求めたときは、助成対象機器等を設置した住宅における、助成対象機器等の設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、都に報告を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、平成28年度から平成31年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、平成28年度から平成33年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成28年5月9日付28環地地第54号）

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（平成30年3月8日付29環地地第535号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日付30環地地第490号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。